

5月末までにケアプランデータ連携システムの利用を始めると…

最大2年間のライセンス料が無料！

令和7年5月末までにシステムの利用を開始（申請を完了）した

市内事業所を対象として、令和7年度中の利用に必要となる

ライセンス料（年額21,000円）を全額補助します

システム導入により、次のような効果が期待されます。
関係事業所お誘いあわせの上、ぜひこの機会に導入してみてください。

データの自動反映等による「手間」「時間」削減！

郵送・FAXにかかる用紙代、郵送代等の「経費」削減！

居宅訪問、計画作成、介護業務ができる時間が増える！

お隣の千歳市では

30%以上の事業所で導入済！



申請書、交付要綱等はこちら

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/kaigozinnzai/careplansys.html>

お問い合わせ・申請先

苫小牧市福祉部介護福祉課事業支援係（担当：佐藤）

TEL：0144-84-7565

Mail：kaigo@city.tomakomai.hokkaido.jp



Q & A ① ケアプランデータ連携システムとは？

Q 1. ケアプランデータ連携システムとは、どのようなものですか？

A 1. ケアプランデータ連携システムとは、これまで事業所間において紙やFAXなどでやり取りされることの多かったケアプラン（計画・予定・実績の情報）の提供を、オンラインで完結できるようにしたシステムです。

各事業所で利用する介護ソフトを通じ、連携を行います。

1年ごとに更新を行うことで利用を継続できますが、正規のライセンス料として年額21,000円（税込）が必要となります。

詳細やお申込みにつきましては、国の特設サイトをご覧ください。
(<https://www.careplan-renkei-support.jp/>)

Q 2. どのサービス事業所を対象としたシステムですか？

A 2. ①居宅介護支援事業所及び、これとケアプランの情報連携を行う事業所
②介護予防支援事業所及び、これとケアプランの情報連携を行う事業所
が対象です。詳細は、下記URLをご確認ください。
(https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/cp/cp_001.pdf)

なお、システムの利用に当たっては、各事業所で使う介護ソフトがシステムに対応している必要があります。

上記の①、②ともに、最新の対応状況については、各介護ソフトのベンダ等へお問い合わせください。

Q 3. 複数の対象事業所を運営していますが、それぞれについてライセンス料が必要となりますか？

A 3. ライセンスは、事業所番号を基準として発行されます。そのため、複数の事業所の事業所番号が同一であれば、1件のライセンスで各事業所が利用できます。

Q 4. 医療機関として訪問看護や通所リハビリテーション等のみなし指定を受けていますが、その場合でも使えますか？

A 4. 事業所番号があり、使用のご予定があれば、利用申請可能です。

Q & A ② 本事業と国の「フリーパスキャンペーン」との関係は？

Q 5. ライセンス料については、国が「フリーパスキャンペーン」を行い、無料になると聞きました。本事業は、これと同じものですか？

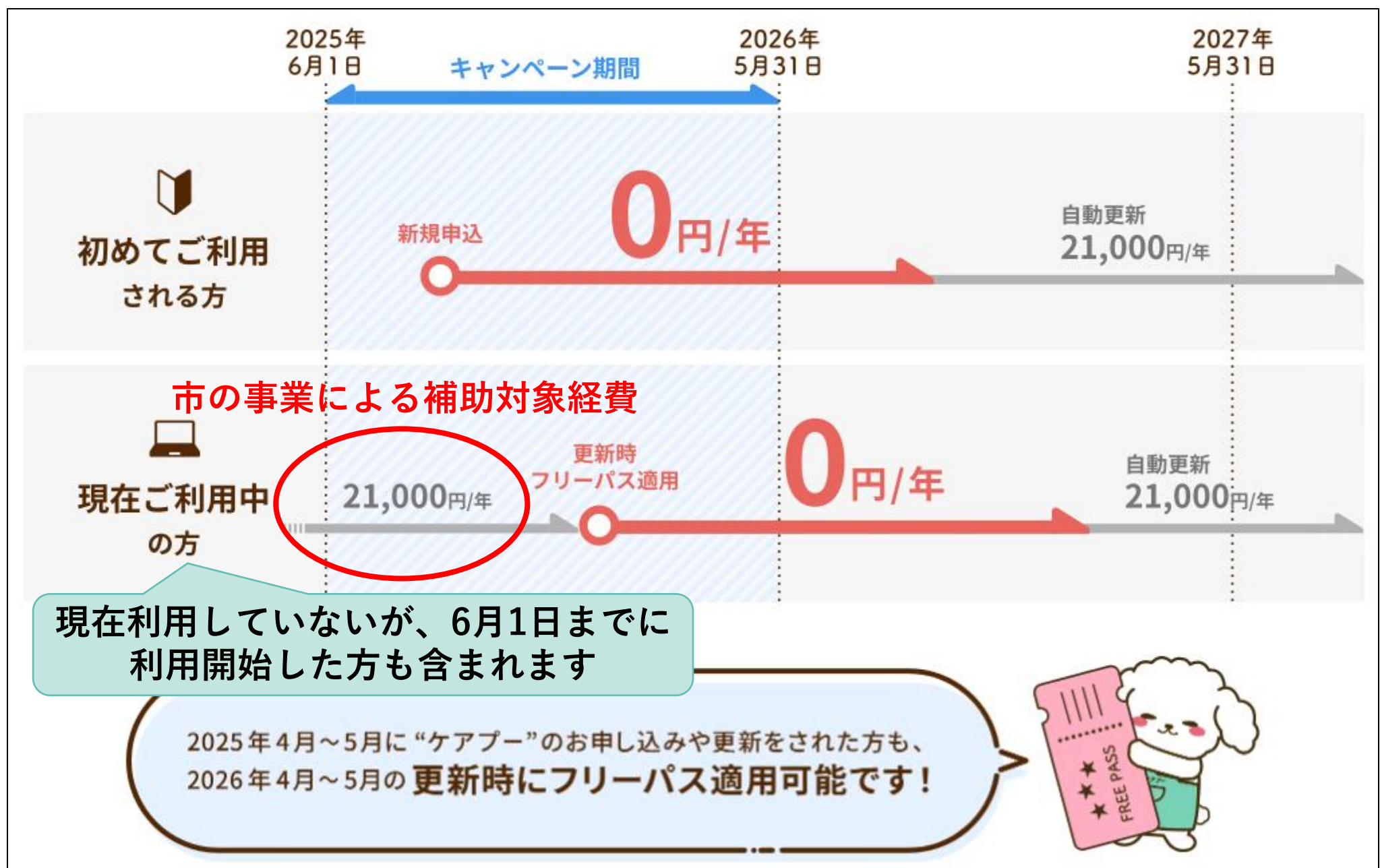
A 5. 昨年度末、国は、原則として令和7年6月～令和8年5月の期間を対象として、ライセンス料を1年間無料とする「フリーパスキャンペーン」を実施すると発表しました。

一方、本事業は、この「フリーパスキャンペーン」とは異なるものであり、市が独自に実施する事業です。

特に、国の「フリーパスキャンペーン」を利用する場合でも、例外的に令和7年度中の利用についてライセンス料が生じる場合があることから、この分について補助をすることを目的としています。

※「フリーパスキャンペーン」の特設サイトはこちらです。

(<https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html>)



※特設サイトから引用した図に一部市で追記したもの

Q 6. 国の「フリーパスキャンペーン」を利用するためには、本事業への申請が必要ですか？

A 6. 不要です。

なお、「フリーパスキャンペーン」により、令和7年度中の利用に係るライセンス料が全て無料となる場合は、補助対象経費が生じないため、本事業の対象外です。

Q & A ③ 本事業により補助を受けるためには？

Q 7. 本事業により補助を受けるためには、実際に他事業所とケアプランデータを連携した実績が必要ですか？

A 7. 不要です。利用申請を完了し、ライセンスが発行された時点において、利用を開始したものとみなします。

Q 8. 本事業により補助を受けるためには、いつまでにシステムの利用を開始すればよいですか？

A 8. 令和7年5月末日までに利用を開始（利用申請を完了）してください。
この場合、その時点から1年間については正規のライセンス料がかかるとされていますので、このライセンス料について市が補助を行います。
なお、次の更新時から1年間については、国の「フリーパスキャンペーン」によって当初からライセンス料が無料となります。
(結果として、実質的に2年間分を無料で利用することができます)

Q 9. 令和7年6月以降に利用を開始した場合は、市の補助金はもらえないということですか？

A 9. ご認識のとおりです。
令和7年6月から令和8年5月末日までに利用を開始した場合は、国の「フリーパスキャンペーン」によってその当初からライセンス料が無料となり、市が補助すべき「令和7年度中の利用に係るライセンス料」が生じませんので、補助は行えません。
また、この場合、次の更新時から正規のライセンス料がかかる（そのため、無料期間は1年間のみ）とされていますので、ご注意ください。

Q 10. 現在、既にケアプランデータ連携システムを利用しています。この場合でも、市の補助を受けられますか？

A 10. 令和7年度に利用更新する場合に限り、その更新時期を問わず、補助を行います。

なお、令和7年度に更新を行う場合の国の「フリーパスキャンペーン」の適用については、次のとおりです。

- ① ライセンス期限が令和7年5月末日までのとき
更新日から1年間については正規のライセンス料がかかりますが、次の更新後1年間は、キャンペーンによりライセンス料が無料になります。
- ② ライセンス期限が令和7年6月以降のとき
更新日から1年間のライセンス料が、キャンペーンにより無料になります。
ただし、その次の更新後は、正規のライセンス料がかかります。